

平成16年6月17日(木)

企業会計審議会

第10回企画調整部会会議録

於 金融庁特別会議室
(中央合同庁舎第4号館9階)

金融庁 総務企画局市場課企業開示参事官室

(午後2時00分 開会)

加古部会長 それでは、定刻になりましたので、只今から第10回の企画調整部会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しいところをご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

なお、本日の会議も公開とさせて頂きたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なしの声)

加古部会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

議事に入ります前に、当部会に所属されておられます委員の先生方に一部異動がございましたので、ご報告させていただきます。

6月10日付で久保田政一氏が臨時委員に就任されております。本日はご都合により欠席でございます。お手元に企画調整部会の名簿を配布してございますので、ご覧頂ければ幸いです。

本日は国際会計基準に対する我が国の制度上の対応につきまして、論点整理案をご検討頂くという予定でございます。

議事の前提といたしまして、EUの動向が大きなポイントとなりますが、前回の企画調整部会からかなり動きがございましたので、まずそのあたりにつきまして事務局からご紹介頂ければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

井上課長補佐 事務局から、前回4月23日の会合以降のEUの動きについて、簡単にご説明申し上げたいと思います。お配りしております資料1を、ご覧頂けますでしょうか。「EUにおける最新の動きについて(未定稿)」とさせて頂いておりますのは、もちろん状況が変化しているということがございます。

大きく分けまして、透明性指令と目論見書指令の2つについて、その後の進展がございましたのでご報告したいと思います。

まず透明性指令のほうでございます。EUの透明性指令(案)、すなわち定期開示、いわゆる継続開示のようなものでございますけれども、これにつきましては財務相理事会が5月11日に行われまして、欧州議会が3月30日に承認した修正版につきまして政治的合意がなされてい

るところでございます。今後、財務相理事会で公式に採択される予定となっております。

この採択でございますが、現在のところ、2004年末ごろ、本年の末ごろを予定しているよう
でございます。これはEUが5月1日から25か国に拡大したということがございまして、20か
国語に翻訳しなければいけないということで時間がかかっているということでございます。

施行は採択の24か月後ということでございますので、2006年末ごろの模様でございます。し
たがいは、施行までは現状の取扱いが継続ということでございます。

この意味するところは、少なくとも我が国企業にとっては2006年末までは現行どおり日本
基準の取扱いが認められる。すなわち、この点につきましては2005年問題は実質的に2007年問
題になったということができると思います。

次に外国会計基準、いわゆる第3国基準の国際会計基準（IAS）との同等性の評価につ
きましては、ヨーロッパ証券規制当局委員会というところがございます。CESRと呼ばれます
が、イギリスの金融庁FSAやフランスの金融市場庁等、加盟各国の証券規制当局で構成され
ている機関でございます。ここで技術的な検討を行うこととされております。

6月1日に開催されましたヨーロッパ証券委員会（ESC）という機関がございます。これ
は加盟各国の財務省等で構成されておりますが、こちらで欧州委員会からCESRへの検討指
示、draft Mandateについて議論された模様でございます。

伝え聞くところによりますと、ほぼCESRへの検討指示の内容は合意されているようで
ございまして、6月中には採択されるであろう。この内容はこのCESRで今後1年程度かけて、
第3国基準の同等性について評価する。その中で日本基準とアメリカ基準とカナダ基準、この
三つについて同時に検討するというようなことになるであろうと非公式な説明を受けておりま
す。

二つ目が目論見書指令でございます。こちらはいわゆる発行開示に係るものでございま
すが、4月29日に目論見書指令を実施するための規則が採択されまして、4月30日付けのEU
官報に掲載されております。2005年7月1日に施行される予定となっております。

この目論見書指令における第3国の証券発行者の取扱いに関するポイントは以下のとおりと
なっておりまして、IASまたはIASと同等の第3国の国内会計基準に従って財務諸表を作
成すべき義務は2007年1月1日までは第3国の証券発行者、すなわち2007年1月1日現在でそ
の証券が上場されており、かつ第3国の国内会計基準に従って財務情報を表示・作成している
ものには適用されないとされております。

この場合、目論見書に含まれる財務諸表は証券発行者の資産・負債、財務ポジション及び損

益の真実かつ公正な概観を示していないならば、当該財務諸表はより詳細、追加的な情報を伴うとされております。

また、第3国の証券発行者は2007年1月1日以降はE Cが定めるメカニズムに沿って同等性が確立された日に財務諸表を表示する、とされております。

ご覧頂いて分かりますとおり、発行開示においても2006年末までは現行の取扱いが認められるということでございます。

2つ目のポツのところで、真実かつ公正な概観を示しているかどうかということが条件とはなっておりますけれども、これも当面は加盟各国の判断ということございまして、そういう意味では現状と大きくは変わらない。そのまま認められる見込みであるというような説明を受けております。

ペーパーの説明は以上でございますが、あと1つ付言させていただきますと、国際監査基準のE Uにおける取扱いにつきましても法定監査指令案というものが欧州委員会から出されておりました、これによりますと法定監査指令の採択が2005年の半ばぐらいまでかかるであろう。かつ、それから施行が18か月後ということになりますので、国際監査基準についてもE Uの中で法的に義務づけられるのはおそらく2007年の初めからになるであろうということが今言われているようでございます。

現在、金融庁としては国際会計基準との同等性の評価の作業に向けて、ヨーロッパの関係各国当局あるいは欧州委員会の関係者に対して日本基準の同等性を説明するために、色々な機会をとらえて担当者を送ったりして継続的な努力を続けているところでございます。

私の説明は以上でございます。

加古部会長 ありがとうございます。ご質問もあろうかと思いますが、論点整理案で国際的な動向に触れておりますので、そこでの質疑を併せて後ほど時間をとってございますので、この際先に進めさせて頂きたいと思っております。

それでは、論点整理（案）につきましてご検討頂きたいと思っておりますが、まず事務局より論点整理（案）につきましてご説明を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

羽藤企画開示参事官 お手元には「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）（案）」とございます左上を綴じたペーパーを用意させて頂きました。この企画調整部会でご議論を頂いております課題についての論点をまず整理させて頂いて、事務局とし

ましては、これをこの後公表して、広く考え方についてパブリック・コメントを求めて参りたい。そのようなことを前提として、このペーパーについてのご意見を頂きたいと思ひまして用意をさせて頂いているものでございます。

それでは、読み上げをさせて頂きながら、ポイントのところを併せて口頭で補足させて頂くという形でご説明を申し上げたいと思ひます。

なお、全体の構成であります。経緯、それから国際的な動向などが大体半分ぐらいにわたっております。あえて詳しく説明をすることを試みたものでございます。と申しますのも、現行制度をどのように考えていくかということで、7ページ目以降が本題に入っているわけですが、その前提としては、只今もEUの動向についてご説明申し上げましたが、この議論がこういう形でご審議の対象となっている背景としては、その中心にEUの動向というものがあるからでございますので、そういう背景について現状の認識、あるいは何が起きているのかということについてはより広く、この「論点整理」を公表していくうえでも併せて整理をして、お示しを申し上げることは適切であろうと事務局としては考えたからでございます。

それでは、まず「一 経緯等」でございます。

1. 「2005年問題」

欧州連合（EU）は、2002年7月、原則として2005年1月から、EU域内で公募又は上場するEU域内の会社の連結財務諸表の作成基準として国際財務報告基準の採用を義務づける方針を決定した。これに伴い、EUは、発行開示を規制する「目論見書指令」を2003年7月に採択し、継続開示を規制する「透明性指令」を今後採択することとしており、両指令では、EU域外の会社によるEU域内での公募又は上場についても、連結財務諸表の作成基準として「IFRS又はIFRSと同等と見とられる会計基準」に拠るべきことを求めている。

このような状況の下で、EUが、我が国の会計基準をIFRSと同等であると認めない場合には、我が国の会社をはじめとする証券発行者のEU域内での資金調達等の事業活動に支障を来す恐れがあるとの指摘がなされてきた。

これが会計基準を巡る「2005年問題」と言われる問題である。

ここで補足を申し上げますと、まずEUの動向については繰り返しになりますが、先ほど申しましたように、当面2006年末までは現行の状況が続くということに結果的に相成っているわけでありまして、大きな方針としてはここに書いてあるような方向性が出ているわけ

あります。

それから、そういう中でEUの域内で資金調達などの事業活動を行っている我が国の証券発行者については、すでにこれまでの審議の場でご説明をさせて頂きましたが、約250に至る証券発行体、その中には自治体なども含まれておりまして債券、あるいは株式というものを公募または上場しているという実績があるわけでありまして。

そして、「2005年問題」は会計基準だけの問題ではないわけでありまして、監査の基準あるいは開示の基準ということについてそれぞれ議論されているわけでもありますし、またEUを初めとして監査を巡る色々な統制、監督の強化に向けた動きはあるわけですが、ここでは国際会計基準に絞って議論をしている関係もありまして、「2005年問題」も会計基準についての「2005年問題」と言われる問題として表現いたしております。

では、続けさせていただきます。

我が国としては、金融庁を中心に、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、東京証券取引所等の関係団体が協力しながら、欧州委員会（EC）やEU各国等の関係者に対して、我が国の会計基準を「IFRSと同等と認められる会計基準」として受けられるように働きかけを行ってきた。

そのような努力の結果、我が国の会計基準が「IFRSと同等と認められる会計基準」として受け容れられるかについては、EUにおいて更に具体的な検討が進められることが決定されるとともに、EU域外の会社については、目論見書指令に関しては2006年末まで、また、透明性指令に関しては2006年末頃の指令の施行まで、「本国基準」の使用が認められることとなった。

これも再度の繰り返しになりますが、EUについての現行の動向が現状としては、ここに記述したようになってきているということ。それから、それぞれの関係者の方々がどのような働きかけを行ってきたかということについては、この審議会の場でも経団連の働きかけなどについてのご紹介があったところでございます。

それでは、先へ進めさせていただきます。

2. 審議の経過等

IFRSがEU域内における統一的な会計基準として採用されるとともに、EU域外の各国

においても連結財務諸表の作成基準として I F R S に規範性を認める動向が広がりつつあることも踏まえ、我が国において、外国及び国内のそれぞれの会社について、I F R S に基づき作成された連結財務諸表を我が国の法制度上どのように位置づけていくのかという課題として議論を整理することが必要となった。

当審議会は、2004年2月20日に開催された総会において、「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応」を審議事項として採り上げることを決定し、同年3月から企画調整部会において具体的な検討を開始した。審議の過程では、I F R S に準拠した連結財務諸表を、証券取引法の下での制度上どのように位置づけるかという観点から、主に、EU域内を含む外国の会社が、我が国で公募又は上場する際に、I F R S に準拠した連結財務諸表を利用する場合、我が国の会社が国内で I F R S に準拠した連結財務諸表を利用しようとする場合、の制度上の課題等が議論された。

当審議会は、これまでの審議において議論され論点を整理した「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）」をここに取りまとめた。本論点整理では、まず、I F R S を巡る国際的な動向を概観し、I F R S に関する法制度上の論点、考え方等を整理した上で、今後の課題について言及している。

当審議会としては、ここに公表する本論点整理に対して、幅広い関係者等からの意見等を求めることとした。

それらの意見等を踏まえて、金融庁をはじめとする関係者がそれぞれの主体的な判断の下で適切な措置や対応をとることを期待する。

二 国際的な動向

1. 国際会計基準審議会の動向

(1) 設立及び活動

1973年に、我が国を含む9カ国の職業会計士団体により、I A S の作成と公表を目的として国際会計基準委員会が設立された。その後、I A S C は順次、I A S を設定してきたが、これらには、多くの場合、標準的会計処理のほかに代替的処理が認められており、また、質的なレベルや網羅性においても多くの問題点が証券監督者国際機構等により指摘されていた。そこで I A S C は、1980年代の後半から、主に I A S に準拠した財務諸表間の比較可能性を高める観点から、代替処理の見直し作業等を進めレベルの向上等を図り、2000年に主要な30の会計基準書を完成させた。その後、市場環境の変化、各国の会計基準の間のより一層の調整等を達成す

るために、IASBの組織改革による対応も併せて講じられることとなり、2001年にはロンドンに本部を置く国際会計基準審議会が設立された。

IASBは、会計事務所、民間金融機関、事業会社、中央銀行等からの拠出金を基盤として、国際会計基準委員会財団により運営されており、14人のメンバーと固有の事務局から構成される。爾来、IASBは、高品質で全世界的な単一の会計基準の開発を目的として、IFRSの開発、設定等に取り組んでいる。

(2) IOSCOによるコア・スタンダードの承認

IOSCOは、2000年5月の総会において、クロスボーダーの公募又は上場に際しての財務諸表の作成基準として、IASのコア・スタンダードを使用することを各国の市場監督当局が受け容れることを勧告することを決議した。ただし、この勧告においては、各国は、必要に応じて財務諸表の作成方法等について調整、開示、解釈の追加的措置を採ることができることとされており、IASをそのまま認めることを強制するという勧告が行われたわけではない。

(3) 米国財務会計基準審議会との連携

IASBは、各国の会計基準の統合化を目指し、主要国の会計基準設定主体と共同での作業にも取り組んでいる。2002年10月には米国財務会計基準審議会との間で、相互に会計基準の「収斂」を目指す「覚書」を取り交わし、公表した。この覚書においては、「短期コンバージェンス・プロジェクトとして、2003年後半までに、両会計基準間の相違点を特定し、双方の会計基準の変更についての公開草案を公表するために最大限の努力をする」、「2005年1月時点に残っている相違については、相違を除去するための共同作業を続けていく」等が合意された。

この合意を受けて、短期コンバージェンス・プロジェクトの一環としてIASBは2003年12月に「任意の会計方針の変更は遡及的に修正する」等の4つの公開草案を公表しており、IASBは2004年3月にIFRS第5号「売買目的で保有する非流動資産及び廃止事業」の基準を公表するなどコンバージェンスに向けた取り組みが進められている。

(4) 定款の見直し

IASBの運営母体であるIASB財団は、その定款第18条により、評議会の役割として、IASB財団全体の組織及びその有効性のレビューを遂行することを規定しており、現在、評議会による具体的なレビュー作業が進められているところである。我が国においても、評議会、IASB等のメンバーの構成、IASBの審議プロセスのあり方、基準勧告委員会の見直し、IASB財団の財源の見直し等をはじめとするレビューに対する関心は高く、金融庁、民間団体等がIASB財団の定款の見直しの協議に対する意見の募集に応じてコメント・レターを発

出している。

今後、評議会は、定款の見直しのために設置された、定款委員会において、寄せられたコメント・レターの分析を行うとともに、東京を含む世界の主要都市において公聴会を開催し、幅広く意見をまとめるなど、定款の見直しの具体的な作業を行っていくこととしている。

以上についてですが、この1.では国際会計基準あるいは国際会計基準審議会について、その設立以来の活動、それからそれが各国の市場監督当局との関係でどのような歩みをたどってきたのかということに触れながら、アメリカの会計基準の設定主体であるFASBとの関係で、コンバージェンスの作業が進んでいるという点について、EUに留まらない国際的な動向として触れております。

さらに、定款の見直しということで、IASBの運営それ自体についてのレビューの作業が進んでいるという、現在に至るまでの課題を整理しております。

それでは続けさせて頂きまして、次にEUの具体的な動向に入ってまいります。

2. EUの動向

(1) EU域内の会社の取扱い

「会計の調和：国際的調和のための新たな挑戦」、「EUの財務報告線：将来への方向性」の公表を受けて、ECは国際的な会計基準の適用を検討し、2002年7月に「国際会計基準の適用に関する規則」を採択し、2003年9月には「IAS第32号及び第39号を除き、9月14日現在のすべてのIASを採用する規則」を採択した。これらの規則によりEU域内での公募又は上場を行うEU域内の会社には、経過措置が適用される一部の会社を除き、2005年1月1日以降開始する会計年度に係る連結財務諸表をIFRSに従って作成することが義務づけられた。

(2) EU域内で公募又は上場するEU域外の会社の取扱い

EU域内で公募又は上場するEU域内の会社には、EU各国の証券規制が適用されているが、EU各国は「金融サービス行動」に基づき採択された目論見書指令及び今後採択される予定の透明性指令を踏まえ、それぞれの証券規制を見直す予定である。両指令では、EU域外の会社がEU域内で引き続き公募又は上場するためには、「IFRS又はIFRSと同等と認められる会計基準」に準拠した連結財務諸表の作成を義務づけている。

以上のところはEUの動向について再三触れておりますところの繰り返しになります。なお、EUあるいはECと使い分けておりますが、ECはもっぱら欧州委員会という行政当局を指す

ものとして、ここでは書いております。

(3) 我が国の会社への影響

我が国の官民の関係者が、我が国の会計基準の受け容れの要請等をEUの関係者に対して積極的に行ったこともあって、EUとしては、目論見書指令に関してEU域外の会社には2007年1月1日まで「本国基準」の使用を認めるとともに、透明性指令に関しても2006年末頃の指令の施行まで現行の取扱い（「本国基準」の使用）を認めることとした。

今後、我が国の会計基準を含む主要な域外各国の「本国基準」について「同等性の評価」が欧州証券規制当局委員会において行われ、ECが最終的な決定を行うこととされている。

続きまして、ここから先がむしろ課題についての整理になりました。まずIFRSに準拠した外国会社への対応、それからもう一つはIFRSに準拠した財務書類を我が国の会社が用いる場合の対応というように、7ページから13ページの間までと13ページ以降との2つに分けて記述をしております。

まず7ページです。

三 IFRSに準拠した外国会社への対応

始めに、我が国の現行制度がどうなっているのかということをもとめております。

1. 我が国の現行制度における「本国基準」または「第三国基準」の取扱い

我が国の現行の証券取引法の下での外国会社の財務書類の取扱いについては、以下のとおりである。

(1) 「本国基準」又は「第三国基準」に準拠する財務書類の容認

現行制度においては、外国会社が本国又は本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出すること金融庁長官が「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には、「本国基準」又は「第三国基準」に準拠する財務書類の開示が認められている。

これは、証取法の条文を引用しております。規則も併せて引用しておりますが、この制度に

においてどのような要件の下で外国会社の財務書類を我が国の証取法の下での開示書類として容認される場合があるのかということを書いております。

上記規定に基づき、各会社の財務書類ごとに受け容れの可否が判断されており、その結果として現在、20カ国150社の有価証券届出書及び有価証券報告書が提出されている。

ここでは「20カ国」について、厳密には台湾などもありますので「国あるいは地域」と申し上げるべきところかもしれませんが、様々な国・地域から「本国基準」、あるいは、例えばアメリカで開示をしているということでSEC基準に従った書類として「第三国基準」という有価証券届出書や有価証券報告書が平成14年7月から平成15年6月までの間という1年間をとってみて、継続開示がございますものですから、ほぼ最近はこれで推移をしているという意味で150社となるわけであります。これらの数の外国会社が財務書類を我が国で開示をしているということを当局として認めている、受理をしているということであります。

すなわち、証券取引法は、提出されるべき財務書類について、「一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により」作成されるべきことを定めており、外国会社についての上述のような現行制度の取扱いは、我が国以外の会計基準にあっても「一般に公正妥当であると認められるところ」に該当し得るものがあること。その解釈として認めていることを意味している。実際に、上述の20カ国150社の財務書類としては、SEC基準、英国基準、ドイツ基準、フランス基準等の会計基準に準拠したものを受け容れている。なお、「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」との判断基準について、さらに詳細な特段の定めがあるわけではない。

あくでも個別の財務書類に従って、どのような会計基準に準拠しているのかということ来判断をして、その上でこれら「20カ国・地域、150社」の財務書類を我が国での開示書類として認めているということであります。

そういう意味では、(1)は会計基準がどういうものによっているのかということの記述であります。そして、(2)はその基準に基づいて表示の方法の相違、あるいは会計基準そのものの相違がある場合については、それを注記をするという措置を併せて求めているということの記述であります。

(2) 会計基準及び表示方法の相違の注記

現行制度においては、外国会社の開示する財務書類について、我が国における会計処理の原則及び手続きと異なる場合及び表示方法のうち我が国における表示方法と異なるものがある場合には、その内容を注記する必要があるとされている。その際、相違を金額により記載することができる場合には、金額による相違も記載するものとされている。

すなわち、現行制度は、外国会社の財務書類について我が国以外の会計基準に拠ることがあるとことを認めながらも、我が国での開示の制度の要請としての「公益又は投資者保護」の観点からは、我が国の会計基準及び表示方法との相違の明確化を求めることとしている。

次が監査の問題であります。

(3) 財務書類の監査

現行制度においては、外国会社の開示する財務書類について、我が国での監査証明を受けてなくても「公益又投資者保護に欠けることがないもの」として内閣府令で定めるところとして、金融庁長官の承認を受けた場合は、我が国での監査は要しないとされている。内閣府令においては、我が国での監査を要しない場合として、我が国の公認会計士又は監査法人に相当する者により、我が国の監査証明に相当すると認められる証明を受けたことが必要であると定めている。

すなわち、現行制度は、我が国以外の会計基準に依って作成された外国会社の財務書類が当該本国の監査の基準、手続等に依って一定の資格を有する者による監査証明が行われた場合は、我が国での二重の監査証明を経ることがなくとも「公益又は投資者保護に欠けることがない」との観点から受け容れることとしている。

会計基準について、一定のケースにおいて受け容れ、併せて監査についても我が国の会計士、監査法人に相当するものによって行われ、我が国の監査証明に相当すると認められる、という考え方の下でこれを受け容れているということでもあります。いわゆる「二重監査」を回避しているということでもあります。

次の4番目は開示ということで、具体的な様式や表示などをどのように取り扱っているのかということについて、いわゆる開示についての内閣府令というものがございしますが、そのような規定が証取法の下で定められているということでもあります。

(4) 財務書類の開示

以上のように、本邦外地域で本邦以外の会計基準に基づいて作成され、本邦以外の監査基準に基づく監査を受け、本邦以外の地域で開示された外国会社の財務書類であっても、金融庁長官が「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には、我が国の証券取引法の下での財務書類として開示することを認めている。

ただし、このような外国会社の財務書類について、当該本国の開示基準に基づいて記載されたものをそのまま受け容れているわけではない。我が国での「公益又は投資者保護」の観点からは、我が国の開示の制度の下での日本語による開示を求めている。

すなわち、現行制度は我が国の開示基準に基づく記載の様式とほぼ同様であるものの、これまで提出されてきた外国会社の実情を踏まえて外国会社のための記載の様式を定めており、その様式に従って開示されるべきことを求めている。

会計基準、そして監査というものが、それぞれ日本の基準あるいは日本で行われた監査でなくても一定のものを受け容れるということを我が国の証券法の制度は認めているわけであり、すけれども、実際にそれでは開示書類として有価証券届出書、報告書という形で投資家の目に触れる場合についてのことを記述したものであります。開示の様式は日本の内閣府令で定めた様式に従って開示して頂く。その際に使用する言語は日本語であるということ求めているわけであり、

この点に関連いたしまして、金融審議会では別途、「英語による開示」というものをどのような条件の下で認め得るのかというご議論をいただいているところでもあります。この企業会計審議会でのご議論としては会計基準、特にIFRSという会計基準を出発点にしながら、こういった形で開示書類を認め得るのかというご議論になっているわけであり、実はそれぞれ発行体を例えば左側におきまして、右側に例えば投資家というものを置きまして、もちろん直接開示と間接開示ということがあるわけであり、有価証券届出書、報告書といったいわば間接開示の制度を証券法は定めており、その点に関するご議論をいただいているわけであり、すけれども、会計の基準、監査の基準、そして開示の基準という、いわば3層の基準の下で開示書類が形成されているという構造になって投資家の目に触れており、この企業会計審議会でのご議論としてはその際の会計基準がIFRSという特定の国際会計基準によってつくられる財務書類について、一体どのような条件の下で投資家の目に触れることが果たして可能であり、

また投資家保護の観点から適切であるのかというご議論をお願いしているわけであります。

ただ、今申しましたように、公益あるいは投資家保護といった法目から証取法は規制をしているわけでありますから、その上では外国会社について、一定の会計基準を認めながら、一定の監査の基準を認めながら、開示の様式については我が国の記載の様式に従う、そして日本語であることを求めているという、この3層の構造の全体を証取法の開示の制度の中で捉えているわけであります。

つまり会計基準の取扱いは、もちろんそのこと自身を採り上げて議論をすることもここでは必要なこととございますし、ご議論をお願いするわけでありますけれども、問題は会計基準の問題だけではないということと併せて再認識をして頂くことをこの叙述の中を通じましてここでは明らかにさせて頂いています。同時に、それぞれの基準について、間接開示の制度の中で考えていかなければならないということとございます。

したがって、そういう意味で、次の「論点及び考え方」としては、今申しましたようなことを敷衍をいたしまして整理をいたしております。

2. 論点及び考え方

我が国の現行制度は、「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」という我が国の監督当局による個別の判断に委ねながら、外国会社の財務書類を幅広く受け容れようとする基本的な考え方を背景として、これまで運用されてきたと評価できる。我が国の会計基準に拠らずして「本国基準」又は「第三国基準」に準拠する財務書類を我が国において開示することを認めてきた所以は、

我が国の市場の国際化に資するとの我が国の監督当局としての基本的な期待があり、かつ、我が国の市場で公募又は上場するとの外国会社の具体的な要請に基づくものであったこと。

外国会社の当該財務書類に基づき、当該本国又は第三国の市場においては既に会社の評価や有価証券の価格の形成が行われており、このような評価や有価証券の価格の形成についての国際的な市場の「裁定」の機能が働くことが期待され、我が国の市場での投資者等にとっての情報偏在等を回避することができると思われたこと。

法制度、会計制度が整備されている市場の会社が当該本国又は第三国で開示している財務書類については我が国で定める開示基準の様式に従って日本語による開示が我が国で行われるのであれば、我が国での「公益又は投資者保護」の観点から特段の問題がないと思われたこと、等によるものであると概括することができるよう。

また、このような現行制度は、「セカンダリー」（本国又は第三国で、一定期間、既に適正に開示された財務書類を我が国においても開示されることとなる場合）を暗黙のうちに当然の前提としている。

外国会社に適用される I F R S については、このような現行制度の今後の取扱いと併せて整理し、検討する必要がある。

またその際、今後、「プライマリー」（本国又は第三国においては未だ開示されていない有価証券が我が国において開示されることとなる場合）にも対応できるように、制度としての考え方を整理する必要がある。

これまでこのご議論の中でも事務局からご説明をさせて頂きましたとおり、昭和40年代の後半からかなり広範に外国の基準を、S E C 基準をはじめとして色々な基準に基づく財務書類の中で認めてまいったわけであります。その背景としては、何と云っても国際化ということで、マーケット自身の国際化を、あるいは、投資者にとっての投資行動が国際的に広がりをもっていくということを、当局は期待をしてきたということがまずあると思いますし、現に開示を認めて頂きたいといった要請が昭和40年代後半当時には欧米の企業体からあったということが、背景として当時あったわけでございます。

そして、そのような財務書類を認めていくに当たりましては、必ずしも論点あるいは考え方として、その当時「こうである」ということが整理されたものが今も手許に残っているわけでは必ずしもございませんが、ここにも書きましたように、すでに会社の評価であるとか、あるいは株価などの形成といった形で、マーケットの中で一定の評価が形成されているのであれば、それは公益または投資家保護といった我が国の証取法の目的としているところに照らしてみても、そういった評価や株価の形成そのこと自体が、投資家保護を勘案した観点からマーケットが作り上げているものであるというように捉えることができ、そしてそのようなものであれば、特に最近のボーダレスな事業活動、それからグローバルな経済取引という中では我が国においても開示書類として認めることで、基本的に公益または投資家保護にもとるところはないであろうと考えられたということが であります。

そのような観点から、これらは基本的に「セカンダリー」という言葉としてここでは括弧書きで中身を説明しておりますが、すでに一定期間適正に外国において開示をされた財務書類であるということをもっぱら対象としております。「プライマリー」という我が国において初め開示をするといったケースにおける扱いを定めてきた、あるいは、そういったケースについて

判断をしてきたということはないわけでもございます。

もちろん我が国の会社が我が国で開示をするということについては、我が国の基準に基づいて行われているということは、後に触れますが、基本的な考え方としてあるわけであります。しかし、外国会社について今後、「プライマリー」というものとして我が国の市場に公募または上場してくる可能性ということも I F R S を中心にあるということが考えられることから、論点を整理して頂くに当たりましては、そのような可能性もスコープに入れて整理をして頂くことが適切であろうと、そのような趣旨をまず述べているわけであります。

それでは、次に論点に入ります。

(1) 論点

「本国基準」又は「第三国基準」として I F R S に準拠した外国会社の財務書類が開示される場合（「セカンダリー」）の取扱いについて、現行制度の取扱いを維持するかどうか。

I F R S に準拠した外国会社の財務書類が「プライマリー」で開示される場合の取扱いをどうするか。

(2) 考え方

「本国基準」又は「第三国基準」として I F R S に準拠した外国会社の財務書類が「セカンダリー」で開示される場合については、これまでに受け容れられてきた各国の会計基準に準拠した場合と同様に、当該財務書類に基づき当該本国又は第三国の市場において会社の評価や有価証券の価格の形成が行われ、開示の制度が整備されている国の会社については、当該本国又は第三国で既に開示されている財務書類を開示することが、我が国での「公益又は投資者保護」の観点から特段の問題はないという従来の考え方を原則として維持していくこととしてはどうか。

その際、「公益又は投資者保護」の判断については、外国会社が準拠する会計、監査、開示の各基準と我が国の各基準との「同等性の評価」を行うことによることが考えられるのではないか。

これが本報告書の中の外国会社の中の取扱いについての一つの中心的なポイントになると思います。「セカンダリー」で開示される場合、つまり外国において既に開示されるのであれば、国際会計基準に基づく財務書類が開示されているのであれば、基本的に我が国において受

けられていくということを容認してはどうかということでもあります。

これまでは、各国の開示書類、各国の基準に基づく開示書類を個別に金融庁長官が公益または投資者保護の観点から判断を行い、承認をしてきているということについては、既に言及しており、そのときの判断については特段の定めはないわけではありますが、今後の運用に当たっては、外国会社が拠って立っている会計基準のみならず、監査の基準、開示の基準といったものが我が国の基準とどのような関係にあるのか。そして、それが同等と認められるものかどうかという「同等性の評価」を行うことによって、個々、個々に財務書類を承認するという考え方から、むしろ拠って立つそれぞれの基準がどのようなものであるかによって財務書類の受け容れを判断していくことにしてはどうかということが、「その際」と書いてある3行であります。

これまでの運用例としては先ほど来申し上げましたように、外国の財務書類を受け容れるに当たって、特段の定めがあったわけではありませんが、個々にすでに開示をされているということであれば、特段の問題はなからうということで、広く受け容れてきたという実態にあるわけであります。今後、受け容れていくという基本的な考え方を維持するとしても、それぞれの判断に当たってはより明確な一つの物差しを持つことが適切ではないかと考えたところが、「この際」という3行に表れているわけであります。

次は「プライマリー」の問題であります。以下であります。

「プライマリー」で開示される場合については、公益又は投資者保護の観点からは我が国の市場では我が国の基準に準拠することを求めるという「市場主義」の基本原則を踏まえ、我が国の会計基準に準拠することを義務つけることを原則とすべきではないか。

「市場主義」対「本国主義」と対比される形で言われることがありますが、市場の監督当局がその市場においてどのようなものを受け容れていくのかという点については、基本的に公益又は投資者保護を監督当局がその市場において判断していく、そして、その市場において準拠すべき基準というものは当該市場に基づいて形成された基準を基本に考えていくという「市場主義」の基本原則に立って、「プライマリー」で開示される場合というものを捉えるべきではないかということでもあります。

つまり、IFRSに基づいて外国会社の財務書類が出されてくるのがこれから予想されるわけではありますが、この点についてはまず原則と例外という中で、原則としては我が国の会計

基準によって準拠することをむしろ求めるべきではないかというのが でございます、そして、「ただし」と書いてある には I F R S の位置付けを一定の条件の下で認めてもよいのではないかという考え方を言及しているわけであります。

ただし、「プライマリー」で開示される場合であっても、例外的に次のいずれかの考え方により I F R S を含めた外国の会計基準に準拠することを認めることが考えられるのではないか。

ここでは考え方を 2 つ示しております。イとロであります。

イ 例外的に、本国又は第三国で開示されていない場合であっても、金融庁長官が当該財務書類を個別に審査し、「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には、I F R S や「本国基準」に準拠した財務書類の開示を認めるものとしてもいいのではないか。

なお、この場合、監査については我が国での監査を求めるべきであり、また、開示については我が国の開示基準に基づく日本語による開示を求めることを原則としてすべきではないか。

ロ 例外的に、本国又は第三国で開示されていない場合であっても、当該本国での会計・監査・開示の各基準と我が国の各基準との「同等性の評価」を金融庁長官が行い、「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には、「本国基準」に準拠する財務書類の開示を認めるものとしてもいいのではないか。

このような考え方の中で、I F R S については、会計基準における「同等性の評価」の対象として「受け容れることができる」との判断をすることができるのではないか。

「同等性の評価」の判断の基準としては、当該会計・監査・開示の各基準がそれぞれ我が国の基準との比較において、また、我が国の基準と概ね整合的であると考えられる国際的な基準（例えば、会計基準について S E C 基準）との比較において判断することが考えられるのではないか。

まず、ここでのイとロの大きな違いではありますが、イは会計基準に着目をして、会計基準については I F R S あるいは本国基準に準拠した財務書類の開示を認めるものとしていいのではないかとしながらも、監査、そして開示といった点については我が国での監査を求め、開示についてもあくまでも我が国の開示基準に基づく日本語による開示を求めるということを原則とすべきではないかと言っております。これに対しまして、ロは会計、監査、開示、それぞれの

基準について同等性の評価の下で判断をし、その上で同等であると認められるものについては、それらの基準に準拠した財務書類を受け容れるということがあり得るのではないかという考え方を述べ、そして、その典型例として I F R S に基づいているものをその中で位置付けることが出来るのであるという考え方であります。

あくまでもイのほうは「市場主義」という考え方を監査、そして開示についても貫こうというものであり、例外的に会計基準を認めることとしても、それは個別の財務書類を前提に考えるということでもあります。

むしろ口は、基準そのものに着目し、その基準が我が国と同等であるかどうかということに着目をするという考え方を示しているわけであります。明示的に書かれているわけではありませんが、究極的にはその基準の下であれば個別の財務書類を審査するということよりは、その拠って立っている基準について審査する、そして、もちろん会社が例えば会社法制上、利害関係者にとっての保護にもとるような会社であるとすれば、それは排除しなければならないということになるわけでありますけれども、会計・監査・開示の基準に照らして受け容れるという判断に立つという考え方であります。イと口では、このような両方の考え方を並列的にここで示しております。

繰り返しですけれども、「プライマリー」で開示される場合については、原則としては我が国の基準というものをまず求めながらも、一定のケースにおいては I F R S を認めることが出来るという考え方をここで述べているわけであります。

(3) 関連する論点及び考え方

I F R S の取扱い

I A S B が設定した I F R S と E U 域内での会計基準として規範性が認められた「 I F R S 」が併存する場合が考えられる。

一般に、会計基準については、市場における整備・改善が絶え間なく行われる一方で、監督当局による規範性の付与がその対象を確定しなければならない必要性があることから、このような事態は避けられないものとも言えよう。

I F R S の取扱いについても、監督当局が容認し、市場において実践規範して機能している「 I F R S 」を E U の「本国基準」として我が国で受け容れる対象とすべきであり、市場において規範性が認められるには至っていない I F R S とは区別して考えるべきではないか。

これは、かつてこの場でもご議論がございましたけれども、現にEUにおいては昨年の9月の段階で32号と39号を除いて9月14日現在のIASを採用すると定めているわけでありまして。本来、IASとしての単一のセットとして考えられてきたこととは一部は欠けたものになっているものが、これからのEUで基準として認められる対象とされているわけでありまして。

もちろんEUでの取扱いも、現在、32号、39号の取扱いをどうするかということについての調整が現に行われているところであるということも承知をしているわけでありまして、一般的に起こり得る事態を想定して、あくまでも理念的なIFRSというものを念頭において考えていくという考え方をするのか、あるいは「本国基準」という考え方をすでに現行法は一部容認をしているわけですが、実践をされている規範としての基準として捉えているわけでありまして、捉え方において差異があることを想定して、ここでは実践規範として機能しているものを対象とすべきではないかという、そのような言及をしているわけでありまして。

会計基準及び表示の相違の注記

会計処理の原則、手続及び表示方法の相違の注記については、今後のEUや米国におけるIFRSに準拠した会社の財務書類の開示の取扱い、IFRSの普及状況等を踏まえ、我が国における注記の必要性、その内容等を今後検討していくべきではないか。

基本的に仮に異なる基準を認めるとしても、その違いなどを注記することを現行制度において求めているということは先ほども触れたとおりであります。したがって、我が国において今後、IFRSの状況を踏まえながら、注記の必要性や内容について検討していくべきではないかという言及であります。

以上が外国会社のケースで、次は我が国の会社であります。これも「現行制度における取扱い」、そして「論点」と「考え方」ということで整理をさせて頂いております。

四 IFRSに準拠した我が国の会社への対応

1. 現行制度における取扱い

もちろん、現行制度においてIFRSということを経営者側の規定があるわけではございません。ここにも書いてございますように、

現行制度は、「公益又は投資者保護」の観点から、我が国の会社については我が国の会計・監査・開示の各基準に拠ることを求めており、原則として、我が国の会社が我が国以外の会計基準に準拠する連結財務諸表を開示することは認めていない。

これは一般に「市場主義」ということで、基本的に従来から各国の監督当局において採用されてきた考え方であるというふうに認識しております。ただ、我が国においては「なお書き」ですけれども、

なお、例外的に、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則において、我が国の会社の「米国式連結財務諸表」の取扱いが定められている。

ここに、一定の例外がすでに認められているということがあり、I F R Sとの関係についても一つの考え方としての手がかりになるのではないかという趣旨で言及しているわけでありませぬ。

(1) 米国式連結財務諸表の取扱い

米国証券取引委員会（SEC）に登録している連結財務諸表提出会社が米国式連結財務諸表を我が国の証券取引法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には、一定の場合を除き、米国式連結財務諸表を提出することができることとされている。なお、米国式連結財務諸表をSECに登録しなくなった場合には、適用されなくなるとされる。

(2) 米国式連結財務諸表を採用する場合の注記

米国式連結財務諸表の作成の状況及びSECにおける登録の状況、連結財務諸表規則に準拠して作成する場合との相違等を注記する必要がある。

2 . 論点及び考え方

このような現行制度は、かつて我が国の会社がSEC基準に準拠した連結財務諸表に基づいて米国預託証券を発行し、資金調達等を行ったことを背景として認められた措置である。なお、この措置は、米国において認められる連結財務諸表は、SEC基準に準拠した連結財務諸表のみであるという前提において認められたものであった。

現行制度は「市場主義」ということで、我が国の基準を求めながらも、米国のSEC基準に

準拠した連結財務諸表の提出を認めているわけであり、これは実際にそのような事業活動があったことが背景になっており、アメリカにおいては当時から、我が国の財務諸表、我が国の会計基準に拠って立つことが認められなかったということが背景としてありまして、アメリカで提出されたSEC基準に拠る連結財務諸表を我が国において認めているということであり、ここから、論点としては、そういった取扱いをIFRSにおいても同様に認めることができるのかどうかということになっていくわけでもあります。

(1) 論点

我が国の会社にIFRSに準拠した連結財務諸表の開示を認めるかどうか。

IFRSに準拠する連結財務諸表の開示を認めるとした場合、監査や開示の基準との関係についてはどのように考えるのか。

(2) 考え方

現行制度においては、提出されるべき財務書類について「一般に公正妥当であると認められるところ」に従って作成されるべきことを求めているものの、その準拠すべき会計基準が我が国の会計基準でなければならない旨の定めがあるわけではない。

しかし、「公益又は投資者保護」の観点から我が国の市場では我が国の基準に準拠することを求めるという「市場主義」の基本原則を踏まえれば、我が国の会社が我が国の市場で「プライマリー」で財務書類を開示するのであれば、あくまでも我が国の会計基準に準拠することを義務づけるべきであるとの考え方があり得る。

他方、会計基準の準拠性については、「同等性の評価」等の一定の判断の下で受け容れることとし、準拠した基準と我が国の基準との相違の明確化を求め、我が国の開示基準の様式に従って日本語に基づいて我が国で開示されるのであれば我が国での「公益又は投資者保護」の観点から特段の問題がないのではないとの考え方もあり得る。

このように二つの考え方を併記しております。

これらについては、我が国のみならずEUも含めた市場において、我が国の会計基準の取扱いを尊重していくとの観点からは、我が国の会社の動向も見通し今後判断していくことが適切であると考えられるのではないかと。

すなわち、我が国の会計基準についてのEUにおける「同等性の評価」は、上述のとおり今

後行われる見込みであることを踏まえれば、現時点で結論を導くことには慎重であるべきと考えられる。本問題は、EUにおける我が国の会計基準の取扱いが固まった段階で速やかに結論を得るべきものと考えられる。

IFRSについて一定の条件の下で、我が国の会社においても提出することを認めるという考え方はあるにしても、しかし現時点で結論を導くことはどうかということを言及していません。

繰り返しになりますけれども、EUにおける「同等性の評価」がこれから行われようとしております。一方においては国際的な調和の観点から、IFRSを広く認めていこうという観点があるわけであります。

アメリカのSEC基準に基づく連結財務諸表を日本で認めてきた背景には、現にアメリカでそのような取扱いがあり、あるいは、事業活動が行われ、それに従ってきたという実態を前提として、我が国において、二重のコストを避けるという観点から開示を認めてもいいのではないかとといったようなコストの観点からの考え方も現実の背景としてあったわけであります。

現時点においては、IFRSについてはまだそこまで問題が到達しておりません。この議論を開始して頂いた2月、3月の時点と比べまして、状況も2006年末までといった若干の時間が出来てきているわけではありますが、そのような状況を踏まえれば、現時点において判断をするということよりは、EUでの「同等性の評価」の判断についての動向を見ながら、そして、その下で内外の事業体がどのような基準に拠って立っていくことになるのかということもよく踏まえて判断してはどうかということが事務局として申し上げているところでございます。

(3) 関連する論点及び考え方

会計基準及び表示方法の相違の注記

仮にIFRSに準拠した連結財務諸表の開示を認める場合、会計処理の原則、手続及び表示方法の相違の注記について併せて検討する必要がある。

実務上の取扱い

IFRSに準拠した財務書類については、資本市場における開示の実績が乏しく、また、実務指針、解釈指針等のIFRSを実際に適用する場合に必要な規定が十分整備されていない。仮に我が国の会社がIFRSを今後適用するに当たっては、国際財務報告解釈指針委員会による指針の整備等、EUにおける導入以降の状況等を踏まえながら、関係団体においても対応を検討する必要がある。

以上が我が国の会社との関係でございました。

今後の課題として4つの点を指摘申し上げます。

五 今後の課題

1. 当面の課題

今後、EUにおいて具体的な検討が進められることとなる我が国の会計基準についての「同等性の評価」においては、我が国の会計基準が2007年以降もEUにおいて「IFRSと同等と認められる会計基準」として容認されよう、引き続き我が国の官民の関係者によるEUの関係等へ働きかけを強化する必要がある。

また、企業会計基準委員会においても、IFRSの動向を注視しつつ我が国の会計基準の一層の整備・改善が望まれるところであり、その活動の基盤を確固たるものとしていくためにも、企業会計基準委員会の法制度上の位置づけの明確化の検討、財務会計基準機構の運営の基盤の充実等が諮られるべきである。

2. IFRSによる開示の実態の注視

IFRSに準拠した財務書類は、現状においては開示の実績に乏しく、市場で十分には実践された基準では未だないため、我が国において「公益又は投資者保護」の観点からの判断の堅実的な拠り所となる指標等に欠ける面がある。こうした意味では、今後のEUをはじめとするIFRSに準拠した財務書類の開示の実態について、十分に注視すると共に、実際に利用されたことにより生ずる問題点、課題等を適切に見極めていくことが必要である。

3. IFRSの導入に伴う会計制度上の課題

仮に我が国の会社にIFRSに準拠した財務書類の開示を認めることとなれば、連結財務諸表と単体の財務諸表の関係をはじめとして、会計方針の変更があった場合の過年度連結財務諸表の遡及修正、作成基準の相違による科目表示や注記事項等の開示事項の過不足の問題等、さまざまな関連する課題に波及することとなる。これらの課題については、今後、さらに検討を行うことが必要である。

4. レジェンド問題

いわゆる「レジェンド」は、我が国の会計基準に準拠して作成された連結財務諸表について、海外の利用者がSEC基準やIFRSに準拠して作成されたものと誤認するリスクを軽減するため設けられた「警句」であるとされている。

我が国の制度の整備が進み、国際的な制度の内容とは基本的に遜色がない状況にあると評価できる現在においても「レジェンド」が依然として残っているとの指摘があることから、「レジェンド」がもたらしている我が国の実務に対する国際的な認識の改善のために、関係者が積極的に対応することが必要である。

事務局で用意させて頂きました「論点整理」については以上でございます。

なお、お手元には資料2と題しまして、右上に資料番号を記載させて頂いておりますけれども、「2004年3月決算期におけるいわゆるレジェンド問題について」ということで、藤沼委員から資料をお預かりしております。

それから、資料番号は欠けておりますが、平成16年6月16日付けの加古会長あての文書が自由民主党金融調査会企業会計に関する小委員会の委員長である塩崎恭久議員名で届けられております。

国際化の問題を中心にして、自由民主党のいわゆる「企業会計小委員会」の場でご議論が行われていると承知をしておりますし、金融庁といたしましても議論の場にオブザーバーとして出席を求められまして、また関係する団体の方々についても同様の要請があり、議論について必要に応じての質疑応答に対応してまいりました。

昨日付けの「中間論点整理」ということで、ここがございますように、広く議論の参考に資するようにということで届けられたものでございますので、併せてこの席上に配布させて頂いております。

事務局から長くなりましたけれども、以上でございます。

加古部会長 どうもありがとうございました。それでは、早速議論に入りたいと思いますが、最初にご説明頂きましたEUの動向についてのご説明も含めましてご意見を頂戴したいと考えております。一括して議論してまいりたいと思います。

どなたからでも結構でございます。

奥山委員、どうぞ。

奥山委員 2つ確認ないし意見を申し上げたいと思います。

1つはお手元で今ご説明頂きました、ページで申し上げますと12ページですが、プライマリーの2つ目の考え方、それからセカンダリーの考え方で、これはいわば我が国の監査は不要と

いう考え方で、先方の監査が十分であればそれでいい。私どもの立場から見ればそのように考え方がなっている。それはそれでよろしいかと思うのですが、その場合に品質、水準の維持の上から監査事務所の登録あるいは日本の公認会計士・監査審査会のある意味でのモニタリング、そういう必要性があるのではないかと思いますので、そのことがこの記載からは読めないで、その辺はいかがなものでしょうか。逆に言えば、そういうことを書き加えてもいいのではないかという点です。

それから、17ページの最後のレジェンド問題のところですが、このレジェンド問題で、若干文章を直して頂いたのでありがたいと思いますが、最後の3行目から2行目のところですが、レジェンドがもたらしている我が国の実務に対する国際的な認識の改善のためにというところですが、我が国の実務においては今大きく変わろうとしているということをご説明申し上げて、国際的な認識の改善がおそくなされていくであろうということで、この辺は対応することが必要であるということよりも、すでに進んでいるということをご説明申し上げたいと思ひまして発言させて頂きました。

具体的にどのように変わろうとしているかということをご説明先ほど、羽藤参事官から資料2のことがありましたので、これの対応に当たった藤沼委員から説明させて頂きたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

加古部会長 2つございますが、後半はレジェンド問題ということで、前半についてお答え頂ければと思います。

羽藤参事官 非常に大事な点だと思います。そして、今後ここでは両論併記で、将来的な課題ということにはなっております。「セカンダリー」について基準を認めていく上で、指標としていくことも1つの考え方ではないかということもありますので、具体的な制度設計を仮に私どもとして検討していく際にはご指摘の点についてよく考えてまいりたいと思います。また、そのためにお集まりを頂いているわけではありますが、何らかの文意として具体的な表現を盛り込むべきであるということをご説明すれば、そのような工夫を、全体どういふふうにお取扱い頂くかということは、まさしく今日これからのご議論でございまして、事務局として整理させて頂きたいと思っております。

加古部会長 いかがでしょうか。

奥山委員 そのようにして頂ければ、私はありがたいと思っています。

加古部会長 この点について、何かご意見はございますか。

それでは、その点については検討させて頂くということで、レジェンド問題について。藤沼委員、よろしゅうございますでしょうか。

藤沼委員 メインのテーマの議論よりもその他の問題に入ってしまうと申し訳ないと思うのですが、手短にご報告させていただきます。

前にこの委員会で八木委員から英文財務諸表の文言を考え直してくれという話がありました。本来的な監査報告書上のレジェンド自身はかなりストレートのものではなくったのですが、さらなる改善ができるのかどうかということで、私が構成委員長をした公認会計士協会の2005年問題プロジェクトチームで再度検討いたしました。

また奥山公認会計士協会会長が四大法人の理事長に、この件について関係海外ネットワーク・ファームに対し適切なアクションを取ってくれるよう特別の依頼をしました。

交渉の経緯は、まず4月15日にビッグ4 + 2のグローバル・スタンダード・アンド・パフォーマンス・ワーキンググループという組織がありまして、そのトップの方が日本にいらっしゃったので、その方とまずレジェンド問題の完全な解消に向けての議論をしました。ここでプラス2のファームとはグランド・ソントンとビーデー・オー・シードマンがこのメンバーに入ります。この後急にビッグ4 + 2の国際事務所もこの問題に注目をして頂くようになりました。その後5月になって、アジア地域のビッグ4 + 2のクオリティとリスク担当の責任者が所在しているヘッドクォーターが香港にあるということで、必ずしも全部のファームがそうではありませんが、他の会議の用件もあり、5月5日に香港に行ってきました。そこで何人かの各ファーム責任者と会って議論してきました。

結果的に、お手元の資料2の英文を見て頂ければ、日本語も書いてあり、分かりやすいと思いますが、このようになりました。これはある監査法人の典型的な英文の財務諸表です。元々英文財務諸表は、日本の財務諸表の様式にしても内容についてもかなり外国の財務諸表と違いがあったということで、当初から米国型のアニュアルレポートという形で海外の人に分かりやすいように、ある程度化粧をしているというか、モディフィケーションを行って作成してきたわけです。

例えば、昔はキャッシュフローステートメントがなかったとか、数字そのものは変わってい

ないのですが、細かい表示科目をまとめて適当な科目で表示したり、色々なモディフィケーションをやった。外国の読者の理解に資するために年一回アニュアルレポートを作成するという特殊な仕事だったのです。

それで、一番典型的なレジェンドであった監査報告書の文言、これは監査人の立場からすると監査報告書のワーディングがどうなったかということですが、ここで見て頂くとわかるように、第2パラグラフでauditing standardsと書いてあるのですが、その後procedures and practices generally accepted and applied in Japan、こういう日本の独特という意味を持つproceduresとかpractices、そしてappliedという言葉がなくなった。そして、3番目のパラグラフもpracticesという言葉がなくなっているということで、文言そのものは国際監査基準の標準監査報告書の文例と全く一致するようになりました。一方、財務諸表のフットノートの問題ですが、これは本来会社がつくるものということで、会社と一緒に協力してつくっているわけですが、その中でやはりここでも3行目のaccounting principle and practicesのand practicesが除去されました。

最後の文章のThe consolidated financial statements are not intended to present the financial position results of operations and cash flows in accounting principles and practices generally and accepted in countries and jurisdictions other than Japan、こういうあまり感じのよくない文章を取るということで合意をしました。

これらの文言の改善に当たっては、これはかなり真剣な議論がありまして、特に会計基準、監査基準以外に、ご承知のように監査時間の問題、これは国際時間比較ということをやっているわけですが、かなり日本の時間が少ないということは、かなり厳しく指摘されました。ただ、これは今後、監査時間の増加に向けて継続的に努力する、前向きにやるということで最終的には納得してもらいました。この結果、レジェンドに関係していたものは一応全部なくなったと理解したわけです。

ところが、資料の英文の注記にある日本の会計基準4行目で、accounting principles generally accepted in Japan、のその後の、which are different in certain respects as to application and disclosure requirements of international Financial Reporting Standards、この部分をまだレジェンドだ、だから、この部分も外せということをおっしゃる方もいらっしゃるということを知りました。見方によっては確かにそういう見方もあると思います。しかし、日本の会計基準もかなりの部分で同じになってきたのですが、例えば棚卸資産の評価の問題とかリースの問題とか、減損会計も2006年からということで、まだいくつかの差

があるということは事実なわけですから、そのことに触れることはだけですから、これはレジェンドという問題ではない。サンプル数が少ないので断定的なことは言えなくて申し訳ないのですが、99年以前のアニュアルレポートをいくつか見てみたのですが、やはり同じようなこのcertain differencesという言葉を使っているのもあるのです。そういう面でこれは以前からのもので、99年3月期のアニュアルレポート上のレジェンドのの文言としてこれが突如として出てきたわけではないと思っております。外国の例ですが、ヨーロッパの会社はいずれにしても2005年から国際会計基準を採用するということなので、それほどこういう文章には熱心ではないですし、法定監査報告者と財務諸表をそのまま直訳しているケースが多いようです。例えばノキアなんていう会社はIFRSベースで財務諸表をつくっていますが、USベースとの比較でやはりcertain differenceがあるという言い方をして、会計基準の差異の説明をしているわけです。

各ファームを全部チェックしたわけではないのですけれども、このcertain differenceという文言の挿入はrecommended practices、つまりできるだけ使いなさいという方向で動いていると理解しているのですが、これは確認をとっているわけではありません。

日本のレジェンド問題はどこまでレジェンドと考えるかという、そのスコープ、つまり範囲がどこまでかは難しいわけですが、これでレジェンドの問題は解消されたのではないかというのが公認会計士協会の立場でございます。どうもありがとうございました。

加古部会長 只今のご説明も含めまして、どうぞ。

八木委員、どうぞお願いします。

八木委員 お隣同士で論争するわけにはいかないのですが、この件が出たので、これはメインテーマではないのですが、一言経団連からの意見を申し上げたいと思います。

この件につきましては、奥山委員あるいは藤沼委員がご努力された結果というのは我々も非常に評価しておりますが、以前から、喉に刺さっている骨がまだ取れていないということもあるのでございまして、一言申し上げます。

99年3月ごろにレジェンド問題は我々から見れば突然生じたという印象を持っています。それ以来ずっと懸念を持っております。まさに本日の主題として、冒頭からご説明のあった相互承認の交渉、同等性の議論という、われわれがこれからやろう、あるいはこれまでやってきた状況下で、ご存知の通りレジェンドは、まったくネガティブな影響をもたらします。これま

での表現から多少改善されたとはいえ、これは日本の基準に拠る資料で I F R S とは違うのだよという、最後の I F R S との差異を強調しているところが問題です。イタリアですとか、あるいはアメリカですとか、よく事件の起きる先進国もたくさんあるにもかかわらず、なぜ日本だけが先進国の中でレジェンドを付されるのか理解出来ません。

なぜならば、これまでの努力で日本の会計基準が洗練され、かつ、ビッグ4のリスク担当者にとって一番のリスクというのはゴーイング・コンサーン問題ではないかと思うのですが、これが日本においてはここ2年、監査でも非常に厳しくやられ、世界的に見てもこれをこんなにまじめにやっている国はないし、しかもコメントが付されるようなケースが現実にも何件も出ている。こういうケースはほかの国ではないと思います。

ですから、リスク担当者が一番問題視するところでもかなりハイレベルの実務あるいは監査が行われている国であるにもかかわらず、レジェンドが付くということが何とも我々としても納得できないわけであります。

監査法人の皆さん方の努力でここまでやって頂いたのはもちろん感謝するのでございますが、このあとは我々クライアントが個々にそれぞれの監査法人あるいはビッグ4、その他と交渉するのだという結果はバラバラになります。すると、ますますここは付いた、ここは付かないといった混乱を招くので、やはり一律でやる必要があると思います。

そしてまたレジェンドが付くのが英文のアンニュアルレポートだという点もお考え頂きたい。我々は I R などをする資料としてアンニュアルレポートを多く使います。大体海外投資家に I R をするようなそういう会社というのは、日本の会社でも立派な会社が多いのです。そこまでやろうという会社ですから。監査を受けるに際しても非常に自信もあるし、日常厳しい経営をしている会社がアンニュアルレポートを作っているのです。そういう背景からして、レジェンド問題はこれで終わりにせず、「differs from 何々の日本の基準」という表現だけでなく、これは I F R S に拠る決算書ですよ、これは U S - G A A P ですよと表示するように、世の中すべての決算書がその拠る基準を明示するようにすれば、それはそれでいいだろうと思っています。

まだどういう判断基準でレジェンドが付くのかとか、ビッグバン以降の我々の努力がどのように評価されて現在に至っているのか。それから先進諸国でなぜ日本だけが付くのだろうといった点が、経団連としても納得いかないものですから、引き続きこれはわれわれの問題意識としては持っておきたい。

今日 J I C P A からご説明頂いた点はよく理解しているつもりでございますが、依然そういう問題意識があるということをご認識頂ければと思っております。

関委員 私も今の八木委員に付け加えることはあまりないのですが、practicesや proceduresが取れたということですが、よく読むとaccountingのprincipleがまさにdifferentだと言っているわけですね。これは大変大きな、それをレジェンド問題と言うかどうかはともかくとして、決定的なところがまだ残っているという認識がごく常識的ではないかと思うのです。

したがって、私のお願いは奥山委員や藤沼委員がずいぶん努力されたということは分かりますが、これでJICPAとしてはレジェンド問題は終わりだと、あとは監査法人とクライアントとの個別問題でやってくれというのはぜひ止めて頂いて、なお努力をして頂くということをごの会としてお願いするという事なのではないかと思えます。

加古部会長 奥山委員、お願いします。

奥山委員 この問題で恐縮ですが、今お二人の企業サイドからのご意見を承って、確かにご心配はまだあるのかなということで、それはそれとして理解できなくはないのですが、先ほど八木委員がおっしゃった後半のほうですね。つまり今後はIFRSに基づいているのか、あるいは若干違う日本基準に基づいているのか、そういう方向になっていくのではないかと。

ですから、日本基準は当然日本基準として堂々たる基準があって、それは若干国際基準と違って日本のほうが正しいという基準もあるわけです。その違いは堂々と書くということで、ちゃんとこのれんは償却していますよとか書くことは全然恥ずかしいことではないと思えますので、そういう形で問題を消化していくのではないかと私は推測をしています。

イタリアやフランスが書いていないということであれば、むしろそっちが書くべきではないかと。堂々とお互いに正しい書き方をして、間違いのない監査報告書をもとにして、市場で容認されていけばいいのではないかと。そのように思いますので、私どもも今おっしゃったことについては考えてみますとけれども、考え方としてはそういう方向ではないのかという気がしますので、一言申し上げたいと思えます。

加古部会長 他に、いかがでしょうか。

レジェンド問題に限らず、この議論の過程の中で本質論にも触れられていますが、さしあたりレジェンドについてご意見がございました。レジェンド問題についてはこの程度でよろしゅうございますか。

それでは、別の問題で。

八木委員、どうぞ。

八木委員 先ほど奥山さんもおっしゃった 12 ページの(イ)と(ロ)のところで、確認のため、事務局のご意見を頂戴できればと思います。

(イ)のほうが個別審査、(ロ)はルールをマクロで見るのだという例外的措置を設けようということでございます。特に(ロ)の場合は、そっくり I F R S を認めるという、こういう話になるわけです。ガバナンスやデュー・プロセスの問題にも関係して、I F R S というのは我々関係者が望まないような大きな会計基準の変更が行われる可能性がなしとはしないわけです。例えば業績報告、金融商品の時価評価の問題、保険の問題とか、これからも色々出てこようと心配しています。

ですから、そういうことが生じたときのある種の救済策みたいなものを考える必要があると思っております。色々お考えだと思いますが、私の考えでは結局そのあたりが後で出てきます「差異の開示」をどう行うのかといったところに収斂するかと思うのです。

例えば、調整開示のような厳しいものから、部分開示、あるいはナラティブな文章による注記みたいなものまで色々幅があると思いますが、その辺の開示をどういうふうに行っていくのか。この辺について何かお考えでもあればということをご質問したいと思えます。

羽藤参事官 まず外国会社が I F R S に準拠する場合の取扱いについて、今、お話がございました「プライマリー」の取扱いというものについては、先ほど申しましたように、現時点においては我が国の会計基準の義務づけを原則とするということが適切ではないか、そして、例外的にということ提示させて頂いたということでもありますので、今後、ご指摘の点、特にその後の13ページのところで会計基準及び相違の注記というものをしっかり検討していくべきではないかとありますことを、まさしく今おっしゃられたような点と併せて開示されなければ、投資者保護の観点からも問題があるのではないかという問題意識を持ったものでもあります。

そして、外国会社についての「プライマリー」の取扱いということは、論理的には我が国の会社について「プライマリー」で国際会計基準に準拠するといった考え方にも当てはまるわけでもあります。書き方は若干異なっておりますが、ご覧頂きますと、例えば15ページですけれども、15ページのこの考え方の の部分ですが、会計基準の準拠性については、「同等性の評価」等の一定の判断の下で受け容れることとありますが、その次に、準拠した基準と我が国の

基準との相違の明確化を求めるといった考え方はここにも出されているわけであります。

さらに、我が国の会社については我が国の開示の基準の様式に従って日本語に基づいて開示を求めているということでもありますから、そのところで外国の基準を外国会社に認めるかどうかという議論はあり得ることは繰り返し申し上げるわけではありますが、いずれにしても相違は一体何かということをはっきりさせて頂く必要があると思います。

現時点においては、我が国の会社の中でSEC基準に基づく連結財務諸表について、しっかりと求めているわけでもありますし、外国会社が我が国で開示を行う場合にも、求めているわけでもありますので、投資家保護という観点からはそういうものを求めなければならない、その中身についてはこれから実際にIFRSで作成され、あるいはEUで規範としてIFRSが実践されていったときに、どこが違うのかということについて、現実のものになったものを注視しながら議論をしていかないと、今の時点で何が違う、何が同じと整理をしようとしても、理論的にも実務的にも難しい問題があると思います。

確かにIASB、あるいはASBJで理論上の相違点というものについては適切に把握されておられるでしょうし、色々な議論に参画されておられることは、認識していますが、監督当局として実際の規制として何を求めるかといった観点になりますと、現時点においては様子を見る、先送りをするというのではなくて、実態やニーズがどうであるかがもう少し顕在化してみないと、果たしてどこまで求めることが投資家保護として十分であるか、適切であるかという判断がしにくいのではないかと、そういう意味で「同等性の評価」という作業を見ようではないか、そういうことを申し上げたいということです。

加古部会長 いかがでしょうか。

遠藤委員。

遠藤委員 17ページに今後の課題の第1の当面の課題として、企業会計基準委員会の法制度上の位置づけの明確化と、財務会計基準機構の運営の基盤の充実というのを挙げて頂いたことを評価したいと思います。できれば「法制度上の位置づけの明確化の検討」の「検討」は省いて頂いて、明確化ということできちんと打ち出して頂きたいと思います。

日本のGAAPとするということについては、市場関係者の間ではコンセンサスは得られているものと私は理解しております、そのようにお願いしたいということです。運営の基盤の充実という点につきましては、財政基盤の確立と人材の確保が今非常に急がれているわけでござ

ざいます。人材の確保も十分なる財政基盤がないと確保できないということがありますから、何と言っても第一の課題は財政基盤の確立であろうと思います。この点、金融庁を含め市場関係者の方々には早急なご対応をお願いしたいと考えております。以上です。

加古部会長 島崎委員。

島崎委員 今、17ページが出ましたので17ページに関連する質問とレジェンドの関係で意見を申し上げます。

17ページの今遠藤さんがおっしゃったところの前段ですが、「また」以降です。「企業会計基準委員会においても、IFRSの動向を注視しつつ我が国の会計基準の一層の整備・改善が望まれるところであり」とありますが、会計基準の一層の整備・改善というのはどういう方向性での整備・改善なのかというあたりをもうちょっとクリアに説明して頂きたいと思います。

たまたま、先ほどお配り頂きました自民党の金融調査会の小委員会の会計制度の2のところの意見ですね。「米国の会計基準と国際会計基準との間の『収れん』が着実に進展している国際的な状況を踏まえて……わが国の会計基準の国際化に一層取り組むこと」、こういうことがありますが、こういうようなことが頭にあって、企業会計基準委員会についても我が国の会計基準の一層の整備・改善を図るべきだということなのか、その辺はどういうことなのかということも1点確認したい。色々難しい話があるのでしょうかが確認したい。

それから、蒸し返しになって申し訳ありませんけれど、レジェンドにつきましてはかなり改善され評価できると思いますが、differentの差異というのが具体的に議論される中で、どういところが具体的差異で、そういうものがなくなれば違いというのはないと認めるのかというあたり、もう少し説明して頂くと、これからの日本の会計基準を改善、見直ししていく中で、これがどの段階でなくなるのか。

私は会計基準なりが違うというのは当たり前で、一緒だということはありません。ですから、どこまで行ってもおそらく違うということは違うのですが、しかしながら違うと言うほど違わないという程度の問題だろうと思うのです。先ほどの日本以外にはここに書かれていないということもそういうことだと思いますので、そういうところがもう少しクリアになれば、それではここを変えていったらどうなの、こういう話ができるのかと思いますし、少なくとも私は先般金融庁のほうで用意頂いた米国会計基準と日本企業の違いのパンフレットを読ませて頂きましたが、ああいうものを見る限りにおいて、そんな違いがあるのかなと言う感じが

非常にするわけですが、そういう中においてどこが違うのか。

先ほど奥山委員が仰ったように、例えばのれんの償却が違うということを違うと言っているのか。どういうところを違うと言っているのか、もう少しクリアにされたらいかがかなと思うのです。以上2点です。

加古部会長 最初は羽藤参事官からお願いします。

羽藤参事官 具体的に企業会計基準委員会がどのような改善や整備に取り組まれるかということは、企業会計基準委員会としてのご判断に委ねるところであると思っております。ただ、事務局のある種の期待としては、日本の会計基準が先ほど来繰り返し、基本的なコンセプトというか、視点としてはIFRSと同等と認められるところにある、と思われるのですが、しかしそこについて仮に議論があるとすれば、さらに整備や改善をして頂きたいということでもありまして、その意図するところとしては、別に国際会計基準に全てを置き換えて頂く必要は全くないと思います。ただ、国際会計基準を巡って議論をして頂いているわけではあるわけですが、我が国の基準がそれと同等と認められるかどうかということがまさしく問われており、そのような状況の中では、整備、改善に進んで頂きたいという期待をここで込めたつもりでございます。

そのことはコンバージェンスの作業に参画するとか、コンバージェンスをするということなのかというご質問があるかもしれません。よく考えてみますとコンバージェンスというものも、それにたどり着く一連のプロセスのことを指しているのだと思うのです。つまり、それはなぜかと言えば、国際会計基準に置き換えるとは言っていないわけですから、となれば、そのことはゴールとしてはIFRSと同等と認められるものなのかどうかということが問われるのだと思います。ですから、そういうものとして整備、改善が行われていくように取り組んで頂きたいという、そういう気持ちでございます。

あるいは文章として、あるいは文意として今申し上げましたことを明快に書き込むべきであるということであれば、どのような取扱いをするかについてお決め頂くということではあります。検討させて頂きたいと思っております。

ただ、冒頭に戻りますが、実際の中身ということになりますと、これは企業会計基準委員会でも中長期的な、あるいは今後の活動の基本的な考え方をどうしていくのかということは今ご議論されておられると承知しておりますし、そのところについては企業会計基準委員会での

お考えが十分にあると思いますので、そういうことを踏まえて考える必要があると思います。

加古部会長 西川委員からもご発言頂きたいのですが、その前にdifferentについて藤沼委員からご意見があれば。

藤沼委員 先ほどの英文財務諸表のワーディングは別に不思議ではないということを仰いましたが、これはbasis of presenting consolidated financial statementsという、財務諸表の表示上の基礎というフットノートで会計基準の内容を説明しています。そこでは日本の会計基準で財務諸表が作られている、それについては、いくつかの観点から国際会計基準とは違います。そういうことをまず言って、会計基準の詳細な説明に入ります。会計基準の違いについては、一般的に、棚卸資産は例えば原価法で評価しています。国際会計基準は低価法ですね。そこが違います。

次に、ファイナンス・リースについては簿外処理しています。ディスクロージャーだけですか、減損会計はまだ適用してない、あるいは一部の資産についてのみ早期適用した、などというのが主な差異だと思います。

加古部会長 西川委員、島崎委員からのご発言について、何かコメントはございますか。

西川委員 企業会計基準委員会では現在、中期的な運営方針というのを作成して、今後、委員会の基本方針みたいなものを世に出した上で活動を進めていこうということを考えておりますけれども、その中にこのコンバージェンスの問題に対する対応といったようなことも書き込もうと思っています。

その具体的なワーディングはまだ現在検討中です。一言で説明するのは難しいのですが、極端な考え方の中間にあるということになると思います。とにかく何でもかんでも合わせるということではないし、その逆に勝手に国際的な動向とは関係なく、独立的に判断していくということでもないということです。個々の問題についてすでにIASBで検討しているから検討しないということではなくて、個々の問題について主体的に検討し、もちろん先方の結論というものをよく判断して、そのうえで結論を出していく。

もちろん日本の設定主体ですので、日本の市場参加者に支えられているということがありますので、その人たちに理解されて使ってもらえるようなものでないといけないということが必

要になるわけです。

したがって、もちろんゴールというのは当然、コンバージェンスしたほうがいいというのはあるわけですが、主体的な検討の中で違う結論が出てしまうということは今後ともあり得るということだろうと思います。

加古部会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

島崎委員 道筋は分かりましたが、米欧が収れんに向けて色々議論をしていくという方向が今出てきている中で、当面は日本の基準を色々見直ししながら、お互いに相互承認する道筋を探る。同等のものを作っていくということはそのとおりだろうと思いますが、その先にどうしていくのだろうかという議論をしなければいけない。今、仰ったのは、そこは違います、そこまで行きませんという話ですが、果たしてそれがいいのか。

米国、欧州と入って、それでは日本の会計基準の設定主体、基準委員会も入ってコンバージェンス、その方向性を探るような議論に参加するのかもしれないのかとか、そのような踏み込んだ検討がされなければいけないのではないかと。私の個人的な意見でございますが、そのような感じを持っております。

その辺でありましたら、ご説明頂きたいと思います。

西川委員 これは基準の中身うんぬんという部分ではないのですが、IASBが幾つかの共同プロジェクト、これからやろうとしているものについてFASB以外との共同プロジェクトは今後しないということで、FASBとの共同プロジェクトをしていくことを決めております。それは3団体以上の設定主体が一緒の共同プロジェクトをとると話がややこしくなるということだろうと思いますが、日本としては業績報告、包括利益のようなプロジェクトについては参加するという意思表示もしたのですが、IASBのやり方がFASBとの共同プロジェクトを進めていくということになりましたので、別の形で参加していく。例えば業績報告プロジェクトについては、IASBのスタッフメンバーの1人としてASBJのスタッフの地位でIASBチームに入っていきというようなことで共同プロジェクトに参加していくという話を進めております。

加古部会長 他にいかがでしょうか。

長友委員 市場参加者としての意見ではなくて、この問題の所在というのはまさしく日本のEUに活動する企業体のこれからの行く末に大きく関わっているという意味では、まさしくこれからの国益そのものにも関わっている問題だろうと思います。そういう意味では今回の論点の整理はよくおまとめになられたと思います。

大事なことは、今から欧州証券規制当局委員会（CESR）と同等性の評価について議論をしていくということになるわけですが、日本の会計基準そのものが世界にそんなに劣っているわけではないと言いながら説明する。ただし、先ほど来レジェンド問題でも出ておりましたように相違がないわけではもちろんないということは、これは向こう側も分かっている話です。

ところが、日本の会計基準そのものが同等だ、同等性を認めてくれと話をしながら、我々のところで受ける場合にあって、IFRSはかなり日本の基準と相違しており、同等性がないのだということが言えるのかどうかということを注意深く考えながらやっていくということが一番大事なことではないかと思ひますし、そういう意味ではよく論点整理されているのではないかと思ひます。

さらに今後、IFRSと日本の基準の収れんの問題については今後、まさしく世界中がそういった動きをしていく中で、日本のみが孤高の動きをするのか、それとも日本の基準の良さを残しながら収れんしていくのかということらをさらに深く追及していかなければ、この問題の本質の解決には至らないのではないかと思ひます。

様々な場面で、今も藤沼委員が仰っている中身でもそうですが、海外からは、まだまだ日本の会計基準は相当な相違があると主張されておりますし、複雑な制度になっているという主張もあります。海外に向けて、日本基準の同等性を主張することと、国内において、IFRSをどのように取り扱うのかという2つの事柄を上手くコントロールしながらやらないと、この問題に対して道を間違える可能性があるという意味では、よくおまとめになっただらと思ひますし、今後、市場関係者の意見を十分吸い上げながら日本の国益を守っていくことは大事なのではないか。意見というよりはお願いというような形で申し上げました。

加古部会長 他にいかがでしょうか。

引頭委員、どうぞ。

引頭委員 今の長友委員のご意見に私も賛成でございます。

今回のペーパーは、大変よく整理されていると思います。中でも今の長友委員がご指摘されましたインターナルの問題としての同等性の評価というのを日本でもきちんとしていくことを打ち出された点は、非常に評価できるかと思います。

ただ、一つ心配なのは、確かに日本の立場としてはヨーロッパの動きをよく見なければいけないのですが、やはり日本は日本で当然主権国家でありますので、同等性の評価をどういうふうにして考えていくのかというのもヨーロッパに対して発信すべきではないか。

このペーパーだと注視する、よく話し合う、願うするになっていて、やはりそれだけではなくて、日本としても客観的に、先ほど長友委員が市場参加者とも仰いましたが、グローバルの資本市場の参加者から見て納得性、透明性の高い同等性の評価手続きを今後取り入れるべきではないかと思いました。

加古部会長 重要な点だと思いますので、なお検討させて頂きたいと思います。

この論点整理は冒頭にもお話がありましたように、いったん公開するということですので、公開の前になおご意見がございましたら仰っておいて頂きたいと思います。何かございますでしょうか。

藤沼委員 2004年3月期から英文アニュアルレポートの文言が変わったということは大きなことですので、この点は論点整理の最終版に入れておいて頂きたいと思います。

加古部会長 分かりました。他にいかがでしょうか。

関委員、お願いします。

関委員 私は先ほど長友委員、引頭委員が言われたことに大賛成なのですが、島崎委員とは多分ニュアンスが違うのだらうと思います。ここのところずいぶん勉強したのですが、国際収れんというのは、少なくとも国際的には単一の基準にするということでは言われているわけです。

それに向かって努力するというのは当然のことで、それが出来ればいいわけですから、我が国もそれに向けて努力するというのは当然のことだということですが、色々考えてみますと、最終的には会計基準をどうするかという議論になるのですが、実はその国の置かれている経済システムとか産業システム、企業経営モデルということと非常に深くリンクしているわけです。

今、日本の基準も私は国際的に同等のところに来たと思いますが、違っているのは4つなのです。結合会計とリース、それからストックオプション、それから遡及適用ということなのです。

仮に国際コンバージェンスに向けて努力するのだと言っても、これを今考えられているようなところに収れんしていくことに我が国として合意がとれるのかなと、こう思うのです。私も国際的に単一のものができればいいなと思っているほうなのですけれども。

それから、今後のことを考えましても、現実の問題として、包括利益とか、全面時価会計というのはおそらくコンバージェンスの方向に行くのではなくて、おそらくダイバージェンスの方向に行くのであろうと思います。

そういう会計基準というものの議論の本質ということと、それから今議論されていることについて、我々がどういう態度をとっていくか。それぞれ皆さん意見があることは当然ですが、そこで一つのコンセンサスをつくっていくのは相当難しい作業になるのではないかということだと思っております、本論として。

しかしながら、我々は減損会計や時価会計をみんな入れて、少なくとも会計のprinciplesにおいては全く国際的に遜色のないところまで来た。多少のpracticesやproceduresのことはあってもprinciplesにおいては全く同等なのではないか。そうした認識に立って、今日、同等性の理論というか、相互承認の理論を将来の国際コンバージェンスにコミットする形ではなくて、それ自身として構築していくことは私は大変重要ではないかと思っております。

加古部会長 長友委員、お願いします。

長友委員 仰っているとおりだと思います。収れんの問題というのは先ほど私が申し上げたところでもあるんですが、XBRLの開発がもう数年以内に世界中に伝播すると言われております。そうした場合、会計の問題においても、世界中の企業がXBRLを使って比較可能性があるかどうかということが一番重要になってまいります。

そうなりますと、日本企業の財務データそのものがXBRL等を使って世界の企業と比較可能でないと万が一なった場合には、小泉首相も仰っているような対日投資の促進という意味からも、また日本のマーケット、特に委託の注文の半数以上は外国の資本がアクセスしているという現状から考えた場合、大きな問題を生じることになりかねません。コンバージェンスという定義自体も、日本語で何と整理・定義するのか。同じものにするというのか、そうでなくて

類似のものにすると色々な定義があると思いますが、そういう点を踏まえながらやらなければならない大きな課題であり、それも数年以内に解決すべき問題であると思います。

今問題になるのは、まさしく2007年までに延びたとはいえ、欧州証券規制当局委員会（CESR）との対応ということが第一義的であり、海外問題と国内問題を踏まえながらやっていかなければならないということだと思います。

これはお願いでございますが、よくおまとめになっている中で、特に言葉の表現について、日本基準はIFRSと同等性がある、もしくは同等だという主張をしながら、一方で、IFRSそのものは同等性の評価の対象として受け容れることが出来るとの判断ができるのではないかというような言葉の使い方等については、部会長にお任せするなりして注意深く行わないと、これが横文字になった場合にはちょっとまずいかと思います。

加古部会長 貴重なご指摘、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

時間もまいりましたので、なおご発言があれば、どうぞおっしゃってください。

なければ、取りまとめをさせて頂きたいと思います。

本日はこの論点整理（案）をもとに検討頂きまして、貴重なご意見を多数頂戴したわけでございます。

本日のこの意見を踏まえまして、必要な修正を施し、論点整理として一般に公表したいということでございます。修正に関しましては企画調整部会の部会長にご一任頂きたいということでございますが、この点はいかがでしょうか。

（異議なしの声）

加古部会長 よろしゅうございますか。

それでは、ご一任頂いたということございまして、部会長の責任で修正させて頂きます。

公表の前には事前に本日の修正を踏まえた論点整理をご送付申し上げたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

この論点整理につきましては、単に公表するだけではなくて、パブリック・コメントを受けたいと考えております。各界からのご意見を頂戴いたしまして、また今後のEUにおける動向

等を考えますと、いずれにしても当部会を開催することになろうかと思いますが、次回の日程につきましてはそのような事情を勘案しまして、事務局のほうからご連絡をさせて頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最後に事務局よりご報告事項がございます。

大久保審議官 増井総務企画局長に代わりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思ひます。

企業会計審議会企画調整部会は本年3月から今回を含めまして3回開催を頂きまして、国際会計基準に関する我が国の制度上の対応等につきまして、大変活発にご議論頂きました。

加古部会長、安藤部会長代理、各委員の皆様方、大変お忙しい中を貴重なご意見を多数頂きまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

企業会計・監査を巡りまして大きな国際的な流れがありまして、こういった流れが加速化しております。こういった流れを踏まえまして、当審議会でご意見を賜りながら、さまざまな制度整備を進めてまいりましたけれども、昨今の国際的な流れやこれまでの制度整備を踏まえすと、改めて我が国の会計制度の国際的な調和につきまして、論点を整理して頂いたり、あるいは考え方を整理して頂く必要性が極めて高いものだと思ひしております、本日こういったおまとめを頂いたことは大変ありがたいことだと思ひますし、そういった考え方の中で特に同等性という考え方をしっかりと整理していくということがあるのだろうと思ひます。

本日の論点整理が公開されるということでございますし、また広く意見が寄せられるということも期待したいと思ひますが、併せて関係団体、特に企業会計基準委員会、あるいは財務会計基準機構、公認会計士協会、経団連あるいは市場運営に携わる方々の積極的、主体的な取り組みを私どもとしても期待いたしますとともに関係者の努力をできる限り支援してまいりたいと思ひますし、また適切な情報発信に努めてまいりたいと思ひます。

引き続き色々お知恵をお借りしたいと思ひます。何とぞよろしくご協力をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

加古部会長 どうもありがとうございました。これを私から申し上げるのも何ですが、金融庁では定例の人事異動の時期でございます。あるいは事務局の中で異動などの動きがあるかもしれませんが、その際は改めてそれぞれごあいさつをさせて頂くということにさせて頂きたいと思ひます。引き続きこの体制で作業を進めるということとさせて頂きたいと思ひます。

事務局から何かございますか。

それでは、本日の部会はこれにて終了させて頂きたいと思います。

委員の方々には大変ご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

(午後4時00分 閉会)